

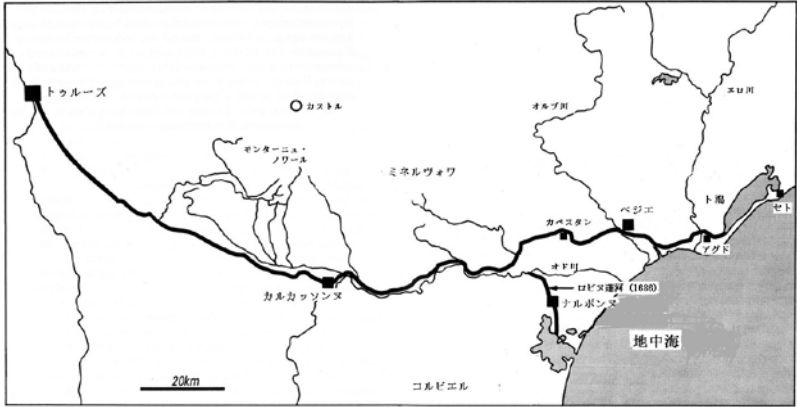
ピエール・ド・ボンジ枢機卿とミデイ運河建設

坂野正則

はじめに

南仏ラングドック地方のミデイ運河は、トゥルーズ^①とセト間に一六六〇年代から八〇年代にかけて開削され、全長は二四〇キロに及ぶ^②。この事業は、大西洋と地中海を水路で結ぶという歴史的構想を実現させるものであり、国王ルイ一四世の統治する「偉大なる世紀」のフランスを代表する巨大インフラ事業として名高い^③。

この運河の建設については、主に三つの視角から研究されてきた。まず第一に、ミデイ運河の建設者ピエール・ポール・リケをはじめとする工事に直接携わった人物に関する「英雄的記憶」を継承する伝記的歴史記述である^④。とりわけリケの伝記は数多い^⑤。第二は社会経済史的分析で、この分野では、E・ルロワ・ラデュリによるラングドック地方の農村史・経済史研究がよく知られるが、運河の水運、ラングドック地域経済に果たした運河の役割、



ミディ運河関連地図

地中海・大西洋を含む国際的次元での交易との関連を含む多様な研究がそれに続き、その多くが大学における学位論文や学術集会の主題を構成してきた。第三は土木技術史に属する。そこでは、一七世紀フランスにおける技術水準の高さを称揚する古典的視座に立つ研究が存在する一方、事業の運営方法や資金調達を含む社会と技術との関係に着目する研究も増えてきた。例えばC・ムケルジの研究は、ミディ運河の開削がエリート層の知識や技術と在地の水利技術とが結びつくことにより実現されたことを明らかにし、この分野への新たな論点を開拓した。⁵⁾

ところでM・オブラン＝ブリエルは、これまでとは異なる研究視角として、運河建設の計画決定に対するカトリック教会の政治的役割を提起する。¹⁰⁾とりわけ、ラングドック地方三部会議長職を務めたトゥールーズ大司教シャルル＝フランソワ・ダングリユル・ド・ブルモンとナルボンヌ大司教ピエール・ド・ボンジの果たした王国政府とラングドック地域社会との媒介者としての役割や、地域内部における諸勢力の調停方法に着目する。たしかにラングドック地方はフランス王国における地方三部会地域に属し、地方三部会は独自に徴税の枠組みを有し、交通網の整備に代表される公共事業を牽引す

る。^①その中で、地方三部会の聖職者代議員は財政問題にしばしば直面する。したがって、この地方では、公共事業に占める司教の役割は相対的に高い。要するに、ミディ運河建設の実現には、リケをはじめとする建設者や技師による現場の貢献と財務総監ジャン・バティスト・コルベールを中心とする「重商主義」的国家戦略の意志が大きいのは疑問の余地はないが、両者を媒介する司教の役割は看過できない。

オブラン・ブリエルの先行研究がミディ運河建設そのものに着目するのに対し、本稿はピエール・ド・ボンジに関する人物誌研究の手法を取る。彼はイタリア半島に由来する家門に属する一方、ベジエ司教・トゥルーズ大司教・ナルボンヌ大司教を歴任し、この地方に宗教的・社会的影響力を及ぼす。同時代人であるサン・シモンが「ピエール・ド・ボンジ」が長期間ラングドック地方の王であったのは、地位の持つ権威、宮廷における信用、この地方への愛情による」と記したのは、この人物のもつ独特な性格をよく表現する。^②したがって、本稿では、ピエール・ド・ボンジが、いかなる人脈を構築し、その人脈を活用してミディ運河の建設事業にどのような役割を果たしたのかを明らかにする。

一 家系と履歴

1 ボンジ家とラングドック地域社会・フィレンツェとベジエの間にて・

ピエール・ド・ボンジは、一六三一年にフィレンツェで生まれた。しかし、彼がボンジ家で初めてフランスと接触を持ったわけではない。この家系とフランスとの関わりは、彼の四世代前に遡る。

ピエールの高祖父にあたるロベルト・ボンジは、イタリア戦争においてフランス国王フランソワ一世の陣営に与

し、その勲功が彼の子孫に高位の聖職をもたらす。すなわち、ロベルトの息子トマ（二世）・ボンジは、一五四七年以来イタリア人が着任してきたベジエ司教職を得る。これ以降、一六六九年までボンジ家によるベジエ司教職の独占が続く。⁽¹⁵⁾

この家系には三つの特徴がある。第一に、フィレンツェのメデイチ家と姻戚にあたる一方、カトリクス・ド・メデイシスを介して、フランス王室にも連なる。トマ（二世）は母方のソデリニ家を介して前ベジエ司教であるジュリアーノ・デイ・メデイチと従兄弟の関係となる。また、同じくベジエ司教を務めたロレンツォ・ストロツツイは、ジュリアーノと義兄弟にあたる一方、カトリクス・ド・メデイシスの従兄弟でもある。確かにフランス王室とボンジ家との家系的なつながりは直接的ではなく、むしろ遠い。しかし、この家門は一六世紀フランスにおけるメデイチ家コネクションの一部を形成しており、その縁戚関係がボンジ家によるベジエ司教職の独占に有効に働く。⁽¹⁶⁾

第二の特徴は司教着任以前の履歴にある。まずボンジ家が輩出した全てのベジエ司教はフィレンツェで生まれる。ただし、トマ（二世）とジャン・ボンジは司教職に就任した後、フランス王国臣民に帰化したのに対し、トマ（二世）以降の司教は着任以前に帰化している。⁽¹⁷⁾ 帰化する時機は、彼らの受ける教育や霊的養成の場所に影響を及ぼす。ジャンの場合、家族の伝統に従い、パドヴァ大学において法学（教会法と市民法の両法）の博士号を取得する。彼の身につけた専門知識に対して、ローマやフィレンツェをはじめとするイタリア半島での需要があったにもかかわらず、彼は叔父のベジエ司教職を継承する。⁽¹⁸⁾ こうした行動の背景には、ボンジ家内部でベジエ司教職の継承を前提とした養成方法が確立されていないことがある。結果的には、イタリア半島で教育を受けた司教が、カトリック（対抗）宗教改革運動の先端的知見をベジエにもたらす。他方、トマ（二世）は六歳からベジエにて叔父の監督下で教育を受けた後、ラ・フレシュのイエズス会学院にて学ぶ。⁽¹⁹⁾ 次世代のピエール・ド・ボンジの場合も同じ

養成方法に属する。すなわち、彼は一〇歳前後でフランス王国にわたり、まずベジエのイエズス会学院に通い、パリで神学を学んだ後、トゥールーズ大学で教会法の博士号を取得する。この二人の事例は、⁽²⁰⁾ 聖職者の養成を含めたボンジ家の文化生活がフランス社会に一定程度根付いていることを示す。

フランス社会への定着の度合は、第三の特徴となる司教側近の構成とも関連する。トマ（一世）とジャンは、同郷人を側近として周囲におく。前者は、ベジエからローマへフィレンツェの都市貴族を自らの使者として派遣する一方、ベジエ司教区に関連する恒常的な役職にもトスカナ地方出身の聖職者を任用する。例えば、オラツィオ・ジャコヴィニは一五八〇年にベジエ司教館の管理を担当しており、一五七八年にティモテオ・ムッシは司教総代理の職に就く。こうした聖職者の任用手法は、後継者のジャンにも継承される。フィレンツェ出身のポリドー・ジェヌイーニは、一五九九年にジャンの司教館付司祭として働いており、その後一六二〇年代までボンジ家に仕えた後、国王ルイー三世の母后マリ・ド・メデイシスの居館付司祭となる。他方、この母后からジャンの下に移り、一六〇三年にベジエの司教座聖堂参事会員ならびに司教総代理に就任していたのが、ジャコモ・カステイーニである。彼は、ジャンが一六一一年に枢機卿に選出されて以降も、ローマの使徒座書記官であったイタリア半島出身のグリエルモ・ファブリ、一六二九年にアグド司教に着座するベジエ司教区出身のフルクラン・ド・バレスと共に司教総代理を務める。ジャンはローマ滞在を含めてベジエを長期に不在とすることがしばしばあったため、司教総代理が実質上、司教区を統括する役割をもつ。その後、カステイーニは、一六四六年のクレマン・ド・ボンジの時代まで聖堂参事会員を務めていた。ところで司教の側近は聖職者にとどまらない。とりわけ、一六世紀の宗教戦争の時代には、同郷軍人の存在が確認できる。例えば、一五七六年にトマ（一世）は軍職にある甥をラングドック地方へ呼び寄せ、改革（カルヴァン）派勢力と結ぶラングドック地方総督のモンモランシ公に対抗して、自身の

安全を守らせた。⁽²³⁾ また、一五八四年から九五年にかけて、ポンベオ・シルバニ率いるイタリア人守備部隊がベジエに駐屯する。ところで、ボンジ家の第三世代以降の側近の中に占めるイタリア系の割合ははるかに減少する。このことは、近世フランスにおける外国人研究を開拓したJ・F・デュボストがおこなった一六二八年のトマ(二世)と一六九五年のピエールの遺言状に現れる人名の比較考察からも読み取れる。⁽²⁴⁾ ここではイタリア人を想起させる名前は極端に少ない。

最後に、ローマ教皇・フランス国王・ラングドック地方の間で、ボンジ家が果たした独特の役割を論じる。一五一六年にフランソワ一世とローマ教皇レオ一〇世との間で結ばれた「ポローニヤ政協約」は、フランス国王に司教職の指名権を留保させる。他方、一六世紀にはフランス教会でのイタリア人司教のもつ役割は大きいため、教皇・国王・司教三者の関係は多元的である。ボンジ家の場合、トマ(一世)やジャンは一六世紀後半から一七世紀前半にかけて定期的に使徒座訪問(Ad Limina)を行い、司教自身がローマを訪問できない場合には、ベジエ司教座聖堂参事会員が代理人として、司教区の状況を記録した報告書を教皇に提出していた。使徒座訪問に関連するこれら一連の行動は、教皇より各司教に義務付けられている一方、フランス王国内で実践していた司教は少数にとどまる。⁽²⁵⁾ したがってベジエ司教とローマ教皇との間には、固有の連絡経路が形成された。⁽²⁶⁾ また、この家系はフランス国王への忠誠心を一貫して保つ一方、ラングドック地方においては伝統的・地域的な影響力から一定程度距離を置く。例えば、宗教戦争の後半期には、地方総督であるモンモランシ公に従い、アンリ四世の国王即位に賛同するが、宗教戦争前半期や一六三〇年代の王弟オルレアン公ガストンの反乱においては、モンモランシ公の陣営に加担しなかったことは、その性格を示す。ここまで指摘してきたローマ教皇とラングドック社会に対するボンジ家の姿勢は、フランス宮廷から媒介的・仲介的機能を期待される。⁽²⁷⁾ その代表例が、トマ(一世)によるアンリ四世赦免へ

向けた教皇クレメンス八世の説得と、ジャンによるアンリ四世とマリ・ド・メデイシスとの婚姻に関する外交交渉である。⁽²⁸⁾

ところで、ボンジ家はラングドック地域社会内部に全く興味を示さなかったわけではない。例えば、ジャンは司教区を不在にすることが多いにも関わらず、宗教戦争以後失われてきたボンジ家の所領を回復・拡大する作業に積極的に取り組む。一五九八年にポンペオ・シルヴァニが所有してきたカステルノの所領を買い戻し、一六〇五年にはヴェランの所領をカルヴァン派領主から手に入れ、甥のトマ(二世)に与える。他方、ベジエ司教区の外部で、二つのベネディクト会系大修道院から所得を得る。すなわち、一六一一年にロデーヴ司教区のサン＝ギレム＝ル＝デゼルの受託大修道院長 (abbé commendataire) に就任した後、一六一五年にはモンプリエ司教区にあるサン＝ソヴル・ダニアンヌの受託大修道院長職に就く。⁽²⁹⁾ これ以後、前者の大修道院長職はトマ(二世)までボンジ家で引き継ぐ一方、後者の大修道院長職は、ピエール・ド・ボンジの時代までベジエ司教が継承する。⁽³⁰⁾

2 ピエール・ド・ボンジの経歴

つぎに、ピエール・ド・ボンジ自身の経歴を検討したい。彼は、貿易業・金融業を営み、フィレンツェ市参事会の構成員であるフランチェスコ・ボンジの息子として生まれた。フランス渡航後の教育や聖職者としての養成は、叔父にあたるベジエ司教のクレマン・ボンジによる後見の下に進められた。

一六五九年の聖霊降臨祭の祝日に司祭に叙階され、その数ヵ月後に叔父の司教職を継ぐことになるが、それ以前の二一六四年に叔父のもつサン＝ソヴル・ダニアンヌの受託大修道院長職を相続し、翌五五年にはフランス全国聖職者会議にナルボンヌ大司教管区の代表として出席している。その後、一六六九年からトゥールーズ大司教を務めた

後、一六七二年に枢機卿、さらに一六七三年からナルボンヌ大司教に着座する⁽³¹⁾。他方、家門に由来する大修道院長職に加え、一六八〇年から九七年にかけてアグド司教区にあるヴァルマニユ大修道院、および取得年代は不明であるが一七〇二年までル・ピユイ司教区にあるサンシヤフルルムステイエの受託大修道院長職を得る⁽³²⁾。その後、一七〇三年にモンプリエにて死去する。

ところで、ピエール・ド・ボンジの前半生を特徴づけるのは、ボンジ家が継承してきた外交的役割である。まず、彼は一六五〇年代中葉よりフランス国王の周囲でトスカナ大公との間を仲介しており、一六五九年にトスカナ大公フェルディナンド二世の使節として、ピレネー条約へ向けた外交交渉ならびにルイ一四世とスペイン王マリー・テレズとの婚姻に立ち会う。

ベジエ司教に着任後も、彼は、宰相マザランにはじまり、後には財務総監コルベールや外事國務卿ユグ・ド・リオンヌの信頼を得て、外交官としての経験を積み重ねる。一六六一年にトスカナ大公は、息子で後のコジモ三世とルイ一四世の従兄弟にあたるオルレアン公ガストンの娘マルグリット・ルイーズ・ドルレアンとの婚姻に関する交渉を彼に委ねる一方、ルイ一四世も彼を特使に任じ、この新婦にフィレンツェまで付き添わせる⁽³³⁾。次に、一六六二年から六五年にかけて、ヴェネツィア駐在のフランス王国大使を務める。この時期に外事國務卿から与えられた主要な外交任務は、ハンガリーをめぐる東ヨーロッパの国際関係にフランスが介入することであった⁽³⁴⁾。同時に彼には複数の課報任務が課されていた。その一例として、鏡製造の王立マニユファクチュアを開設しようとする財務総監の意を受けて、彼はムラノ島にいる鏡職人を秘密裏にフランスに連れてくる段取りを組む⁽³⁵⁾。

他方、ピエール・ド・ボンジと東欧との関わりは、取り組むべき課題は変わるが、一六六五年から六八年にかけてポーランドで行われた外交として継続される。そこでの外交課題は王位継承問題であった。ポーランド王ヤン二

長職の聖職禄を経済的基盤としてフランスで余生を送る。⁽³⁶⁾ピエール・ド・ボンジの主要な外交任務はポーランドで完了し、これ以降は基本的に南仏司教としての仕事に専念する。しかし、彼が外交的役割を担う中で培った宮内部分の人間関係は、彼の後半生の活動を支える基盤となる。確かにユグ・ド・リオヌヌは一六七一年に亡くなってしまうが、コルベールとピエール・ド・ボンジとの関係はそれ以降も続く。



ピエール・ド・ボンジ枢機卿
(ロベール・ナントウイユ、銅版画、1678年)

世カジミエシュは、「大洪水」と呼ばれる国内外の動乱に疲弊し、退位を計画しつつあった。そこで、フランスの外事國務卿はピエール・ド・ボンジを派遣し、国王の退位を思いとどまらせると同時に、その王妃でありイタリア系フランス貴族家門出身のマリールイズ・ド・ゴンザーグと協力して次期国王の候補者としてコンデ公ルイ二世を擁立させようと画策する。ベジエ司教は議会内部へ働きかける一方、国王派への金銭的援助を行ったにも関わらず、この計画は挫折する。しかし、彼はオーストリアのハプスブルク家の推す候補者が王位に就くことは阻止でき、国王退位の諸条件を整備する。その結果、ヤン二世は複数の大修道院

二 南仏における人脈の形成

ここでは、ピエール・ド・ボンジが南フランスでどのような人脈を形成したかを、姻戚・財務取扱人・司教の三類型に分類して考察し、ミディ運河建設支援の前提条件を明らかにする。

1 カストリ侯ラ・クロワ家との姻戚関係

カトリック教会の聖職者は結婚し子供を設けることができないため、血縁を通じて一族の社会的・政治的影響力を拡大するためには、兄弟や姉妹に頼らざるを得ず、ボンジ家も例外ではない。ピエール・ド・ボンジの場合には、一六二六年にマントヴァで生まれたエリザベト（イザボ）とマリという二人の姉妹がその役割を担う。前者は、カストリ侯ルネ・ガスバル・ド・ラ・クロワと、後者はケリュ侯と婚姻関係を結ぶが、両家は共にラングドック地方三部会の貴族代議員（Baron）であった。⁽³⁷⁾ マリに関する情報は極端に少ないため、本稿ではエリザベトおよびカストリ侯について把握できる情報を再構成し、この婚姻のもたらす影響力の射程を検討したい。

エリザベトは弟のピエールと同じく、叔父のクレマン司教の後見の下に育てられた。⁽³⁸⁾ 一六四四年にラ・クロワ家に嫁ぐが、その背景には両家の婚姻を通じた思惑がある。まずボンジ家は、一五世紀後半から続くモンプリエの貴族家系にエリザベトを嫁がせることにより、地域のエリート社会における家門の基盤を固めようとする。実際、クレマンは彼女に自らの聖職禄から七五〇〇〇リーヴルの嫁資を与える。⁽³⁹⁾

他方、ラ・クロワ家は、中世以来の名門家系であり、一七世紀前半にロアン公率いるプロテスタントの反乱軍に居城を破壊された後、伯位とモンプリエのコンシュラ職をフランス王権より与えられた。しかし、モンモランシ公



エリザベト・ド・ボンジ
(ジャン・ド・トロワ、1666年頃、ファブル美術館(モンプリエ)所蔵)

任する。

ところで、ベジエ司教に就任したピエール・ド・ボンジが、宮廷内部でマザランから厚い信任を得るにつれ、この司教のもつ影響力がラ・クロワ家に対し、より有力な官職をもたらす。すなわち、ベジエ司教着座の翌年にあたる一六六〇年に、ルネ・ガスパルは、モンプリエの都市守備司令官に就任し、トゥルーズ大司教着座の前年にあたる一六六八年には、低ラングドック地方の地方総督補佐官 (lieutenant général du Roi) に着任する。その後、ラングドック地方三部会議長の役目を果たすことになるピエール・ド・ボンジは、しばしばカストリを訪問する一方、ルネ・ガスパルは、都市モンプリエやこの都市に拠点を置く租税法院の利害と枢機卿とを媒介する役割を果たす。⁽⁴⁾

アンリ二世の反乱に巻きこまれ、リシュリュをはじめとする王権側から不興を買い、貴族代議員として地方三部会に参加する権利を失う。⁽⁴⁾

危機に瀕したラ・クロワ家は、宮廷に影響力をもつボンジ家と姻戚関係を結ぶことで、王権側の信頼を挽回しようとする。事実、ルネ・ガスパルとエリザベトとの婚姻成立から一年後に、地方三部会の貴族代議員職を取り戻す。さらに、カストリの所領は侯領に格上げとなる一方、その領域も拡大する。さらに一六四六年にはソミエルの都市守備司令官 (gouverneur) に就

ところでピエール・ド・ボンジは、ルネ・ガスパルとエリザベトとの間に生まれた甥も保護する。そのうち、兄のアルマン・ピエール・ド・ラ・クロワ・ド・カストリ（一六五九・一七四七）は、一六七四年に父の死去に伴いモンプリエの都市守備司令官職を継いだ。その後聖職者の道を選び、一六九八年にヴァルマニュ大修道院長職を叔父から継ぎ、一七一六年に王国政府の宗教会議（*Conseil de conscience*）の構成員となる。翌一七一年にトゥール大司教、一九九年にアルビ大司教に就任する。他方、弟のジョゼフ・フランソワ・ド・カストリは、カストリ侯として父の活動を受け継ぐ。一六九三年に叔父の仲介により、モンテスパン夫人の姪と結婚し、一七一九年にモンプリエの都市守備司令官に着任し、叔父がその建設に精力を傾けたセト港の管理・運営権を二〇〇〇リールで購入する。すなわち、ピエール・ド・ボンジの聖職者としての職能とラングドック地方における地域戦略とは、ラ・クロワ家の二人の甥に継承された。⁴³

2 財務取扱人

近世フランスの司教は司教区の教会組織を監督すると同時に、聖職禄や領主権をはじめとする諸特権を享受し、所領経営で上がる収入の管理を行う。とりわけ、地方三部会地域に属するラングドック地方の司教は、各司教区における十分の一税の徴税請負業務や、国王から聖職者への事実上の課税負担となる聖職者上納金（*don gratuit*）の前貸しに代表される金融業務を通じて、財務取扱人（*financiers*）への依存度を強めていく。⁴⁴ 彼らは、近世フランスにおいて徴税請負・官職の売買や相続・各種の前貸しなどに従事する金融業者であり、ピエール・ポール・リケもベジエに拠点を置き、ラングドック・ルシオン各地方での塩税についての徴税請負業務を行う財務取扱人集団に属する。したがってベジエ司教もこうした財務環境と無縁ではない。例えば、一六四四年にモンプリエのフランス

財務官に就任したピエール・クルゼヤ彼と連携する財務取扱人集団による財政支援が、ピエール・ド・ボンジのラングドック地方での卓越した行動には必要不可欠であった。⁽⁴⁵⁾ 確かに財務取扱人の多数はカトリック信徒から構成されるが、少数派のプロテスタントも存在することに注意を払わなければならない。例えば、サルトル家は一六〇一年から三三年にかけてベジエ司教区の徴税官を務める中で有力な財務取扱人家系として台頭してくる一方、この家系はカルヴァン派に属する。⁽⁴⁶⁾ ベジエでカトリック改革を推進するボンジ家とサルトル家とが積極的に交際したとは考えにくい。金融業務を通じて生まれた宗派を越えた人脈の一部として確認できる。

ピエール・ド・ボンジがより強い信頼を置いた財務取扱人は、ピエールルイ・レシユ・ド・ペノティエである。彼の一族はカルカソンヌの商人として財をなし、カルカソンヌ司教区の徴税官を務め、一五六〇年にはラングドック地方三部会の財務官の官職を購入する。この官職は、各種定期金の管理、聖職者献上金の継続やそのための前貸しを実施し、地方三部会で決められた公共事業を進める資金を調達すると同時に、ラングドック地方に属する各司教区の財務部門は、この官職の配下に含まれる。すなわち、ペノティエ家は、ピエールルイの時代も含め一七一〇年まで約一世紀半にわたりラングドック地方三部会の財政部門を掌握する。確かに、一六三〇年代のモンランシ公の反乱は、公との結びつきの強かったこの家系に、主要な財務官職を失う結果をもたらした。しかし、この一門は婚姻戦略を駆使してその状況を挽回する。例えば、一六六四年にピエールルイ・レシユは、マドレヌ・ル・セクと結婚するが、彼女はラングドック地方三部会の財務部門における同僚の娘にあたる。他方、ベジエやモンプリエの財務取扱人家系との姻戚関係を通じて、ペノティエ家の実業を拡大する。その代表的事例が、ベジエ出身のサルトル家やモンプリエ出身のボスク家との婚姻であり、両家ともカルヴァン派信徒であることを考慮に入れれば、彼はしばしば異宗派婚を含めた多様な人間関係を構築し、事業の拡大に努めたと考えられる。⁽⁴⁶⁾ ただし、

こうした戦略が司教をはじめとするカトリック聖職者の不信を買うことは少ない。一六六九年には、フランス聖職者上納金総徴税官 (receveur général du clergé de France) に就任し、その財力は、ラングドック地方にとどまらずヴェルサイユ宮廷にも及ぶ。他方、彼は獲得した財産をラングドック地方での多角的な事業経営に投資する。彼の起こした代表的な事業の中には、王立鉱山会社(一六六六年)、セト商事会社(一六六九年)、レヴァント会社(一六七〇年)、毛織物マニユファクチュアが含まれ、ラングドック地方において、コルベールの「重商主義」政策の一翼を担う⁽⁴⁷⁾。こうした観点から、彼のミデイ運河への関与を検討してみる。まず、運河建設における資金の調達において、彼はリケに個人の資格で前貸しを行っており、完成後は運河の三分の一の相続権を手に入れ、そこには運河の通航税収入も含まれる。したがって、彼にとつて、ミデイ運河はこの地方における事業投資の一環をなす⁽⁴⁸⁾。

ところで、彼の宮廷人との交際が、一六七六年のブランヴィリエ侯夫人による毒殺事件への関与の疑惑を生み出す契機となる。この事件の結果、彼は一年以上にわたり投獄されることになるが、宮廷内部でこの嫌疑を晴らすよう名譽挽回運動を主導したのが、ピエール・ド・ボンジを筆頭とする高位聖職者である⁽⁴⁹⁾。その結果、一連の宮廷内の毒殺事件が終結した一六八二年には、フランス聖職者会議へ聖職者上納金を融資する立場に復帰していたことが確認できる。この事件は、司教をはじめとする高位聖職者と財務取扱人との緊密な関係を示す。

3 司教

司教の選任とピエール・ド・ボンジの人脈形成とは、原理的には全く親和性を持たない。なぜなら、司教選任の権能は国王にあり、マザランやコルベールに代表される王国政府の首脳の意向が影響を及ぼすことも多いからである。しかし、一七世紀のラングドック地方三部会では、司教団が他の二身分を凌駕して優位を保つ。その主要な社

会的背景の一つとして、三部会内部における有力市民層の寡頭体制が脆弱である一方、司教は国王から指名されるため、次第に王権側との結びつきを強めることが挙げられる。その結果、司教団は、王国政府が行う三部会への各種の要求に対し、自らの持つ家柄・経験・持続性を活用して、議会内部で政治的術策を伴う利害調整を行う。⁽⁹⁾ こうしたラングドック地方の司教が持つ特性がピエール・ド・ボンジに司教団を束ねる役割を持たせるよう促す。したがって、ここでは地方三部会と司教との関わり、ならびに司教就任の特徴を検討する。

W・バイクは、三部会内部での司教団の影響力が拡大することと司教および司教代理の審議への出席率の増加が相関関係にあることを指摘する。すなわち、ルイー三世期には審議に出席する司教の平均人数は九・六名であったのに対し、一六七一年以降は一四・二名に増加し、司教代理の出席者数もこの値の推移に比例する。したがって、一六七一年から八五年にかけての時期には、ほとんどの司教区について司教もしくは司教代理が審議に出席している。この時期はミディ運河の建設時期と一致する。ところで、三部会の審議に欠席する貴族を調査すると、彼らは三部会に非協力的な司教と連携していることが確認できる。したがって、司教自身の三部会への出席率が一六七一年以降に上昇していることは、地方三部会内部の反抗的な態度を表明する司教が減少し、より王権の要求に協力的態度を示す司教が増えていることを示す。⁽¹⁰⁾ このバイクの分析を考慮すれば、ピエール・ド・ボンジが地方三部会議長職を務める間に、こうした傾向が強まるとの結論が得られる。

つぎに一七世紀における司教就任の特徴を検討する。地方三部会地域にはナルボンヌとトゥルーズの大司教区を含む二四の司教区が属するが、⁽¹¹⁾ 一六六一年から八二年までの間に、のべ三二名の大司教および司教が任命された。司教就任者の経歴を調べると、三つの類型に分けられる。第一に、ラングドック地方以外の出身者でこの地方の司教になる人物で、半数近くを占める。その中にはパリ周辺の出身者が多い一方、プロヴァンス・ギューエンヌ・

ドーフィネ各地方をはじめとする近隣の諸地方出身者も含まれる。第二に、この地方出身者で他地方での司牧経験を経た後に戻り、司教に就任する人物で、三分の一弱を占める。第三に、この地方内部で別の司教職に転任する場合である。例えば、時期は若干遡るがロデーヴ司教フランソワ・ボスケは、一六五六年にモンプリエ司教に転任する⁽⁵⁴⁾。また、サン＝ポンス司教ミシェル・テュブフは、一六六四年にカストル司教に転任する⁽⁵⁵⁾。この二つの事例は、空間的には隣接する司教区での移動である。ところで、司教から大司教に昇進するために移動する場合は、全員がこの地方で既に司教としての司牧経験をもつ。例えば、次章で詳しく考察するフランソワ・フケは、この地方出身ではないが、アグド司教を経験した後、最終的にナルボンヌ大司教に昇進する。またローマ出身のマンド司教ジャチント・セローニは、一六七六年に地理的に近接し大司教区に昇格したばかりのアルビに転任する⁽⁵⁶⁾。したがって、ピエール・ド・ボンジは、第一と第三の類型にあてはまる。すなわち、イタリア半島の出身で、ラングドック地方内部で司教から大司教へ転任している。ただし、彼の家系が数世代にわたり、この地方で司教を輩出し続けており、彼自身も二つの大司教職を経験していることは、特殊な事例に属する。

他の地方三部会地域にあたるブルターニュ地方やブルゴーニュ地方と比べ、ルイ一四世の治世前半期におけるラングドック司教団の流動性は相対的に高い。その要因として、J・バージンは、一六七〇年代初頭までにトゥルーズ・ナルボンヌ両大司教職の空位の状況が四度にわたり生じたことと一六七六年にアルビ司教区が大司教区に昇格したことを指摘している。他方、この三つの大司教職への着任は、この地方の司教にとって政治的・宗教的階梯を上ることを意味する。したがって、中央政府はその人選に腐心し、候補者を含む一族の示す国王への忠誠の度合を大司教職指名に反映させた⁽⁵⁷⁾。例えば、ピエール・ド・ボンジの後継者として一七〇三年にナルボンヌ大司教に指名されたシャルル・ル・グ・ド・ラ・ベルシエルは、ルイ一四世の王室付司祭を経験し、一六七七年にラヴォール司教

に着任した後、一六八五年にプロヴァンス地方のエクス司教に指名されるが、フランス国王とローマ教皇との空位聖職祿をめぐる対立関係から司教任命の教勅が得られなかったため、一六八七年にアルビ大司教職に指名される。この時にも任命の日程は一六九三年までずれ込む⁽³⁵⁾。この状況は、ルイ一四世と司教との関係が良好である反面、ローマ教皇との軋轢が深まっていたことを示す。また、ジャンⅡバティストⅡミシエル・コルベール・ド・サンⅡプアンジュは、モントバン司教を経験した後にトゥルーズ大司教となるが、彼の父親は財務総監コルベールの従兄弟にあたるコルベール家の一員である一方、母方の家系はル・テリエ家に属する⁽³⁹⁾。ヴェルサイユ宮廷におけるコルベール家とル・テリエ家との派閥抗争は名高いが、彼はこの両者を血縁の次元で媒介する立場にあった。さらに、アンリ・ド・ネスモンは、モントバン司教を務めた後に、一八世紀にアルビとトゥルーズの大司教職を歴任するが、彼の家系は、ボルドーやパリの高等法院院長を輩出している⁽⁴⁰⁾。ところで、中央政府で失脚したフケ家の場合、国王から得てきた信任が失われたことが大司教の活動に影響する。この問題については、次章で論じるべき課題である。

三 ミディ運河建設への貢献

ピエール・ド・ボンジの家系、ラングドック地方での人脈形成を考察した後に論ずべき課題は、彼がなぜミディ運河の建設事業に関わり、具体的にどのような役割を果たしたかである。

1 ニコラ・フケ事件とラングドック地方の司教職転任

一七世紀ラングドック地方における司教職の流動性に関する全般の特徴はすでに本稿で論じてきたが、ミディ運河建設に直接関わる司教の移動については、いわゆる「フケ事件」とよばれる固有の状況に起因する。

一六六一年三月に宰相マザランが亡くなると、ルイ一四世による親政が始まる。まもなく、財務卿であったニコラ・フケは公金横領のかどで逮捕され、一六六四年には特別法廷で終身禁固刑が言い渡され、宮廷内で失脚した。その後、彼の政敵であり当時は財務監察官であったコルベールが財務行政の責任者となる。この「フケ事件」は、財政当局者やその政策を転換させ、コルベールの「重商主義」路線が王国の基本国家戦略として選択される一方、フケに保護されてきた財政・外交・文芸に携わるエリート層が宮廷から排除される結果をもたらす。さらに、ニコラ・フケが国王から不興を買った事実は、彼の兄弟にあたる南仏の司教にも影響を及ぼす。彼の兄フランソワ・フケは、一六三七年にバイヨンヌ司教に指名され、その後アグド司教を一六四三年から五六年まで務めた後、ナルボンヌ大司教の司教補佐を務め、一六五九年からナルボンヌ大司教に就任していた。他方、ニコラの弟ルイ・フケは、一六五六年に兄フランソワの跡を継いでアグド司教に就任していた。この人事は、宰相マザランによる保護を後ろ盾として実現した。とりわけ、当時のナルボンヌ大司教職の職務には、ラングドック地方三部会を主宰する議長職が含まれていたため、カトリック教会のみならず政治的影響力も強い。しかし、ニコラ・フケの失脚により、フランソワは一六六一年に封印王書 (*lettre de cachet*) により国内追放となり、一六七三年にノルマンディ地方のアランソンで亡くなった結果、生前にナルボンヌに帰還することはなかった。ルイの場合も一七〇二年に亡くなるまでアグド司教職にあったが、三〇年近くにわたりアグド司教区から追放され、一六九〇年からは自らの司教区内に軟禁状態で余生を過ごした。彼は、ジャンセニスム運動に傾倒しており、宮廷社会、国王の宗教政策、司教の司牧活

動に対する批判的な文筆活動を継続したため、この一連の措置は、王権側からの報復的色彩をもつ。⁽⁶²⁾

ところでフランソワ・フケは、一六六〇年代にナルボンヌ大司教職を自ら辞し、国王ともフケ派の宮廷貴族とも良好な関係を保つコマンジュ司教ジルベル・ド・シヨワズルに彼の地位を譲ろうと画策する。しかし、この戦略は国王側の意図に合致せず見送られる。⁽⁶³⁾ その結果、ラングドック地方三部会議長職は、この地方でナルボンヌ大司教と並ぶ聖職位階にあったトゥルーズ大司教が務めることとなる。

ところで、フケ家への国王の不興とトゥルーズ大司教の交代とは共時性をもつ。一六六二年一月に当時ベジエ司教であったピエール・ド・ボンジがコルベールに宛てた書簡の中で、当時カストル司教であったシャルル・フランソワ・ダングリユル・ド・ブルモンをトゥルーズ大司教に指名し、この人物に地方三部会議長職を担わせることが適切であると推薦している。また、この推薦に、モンプリエ司教フランソワ・ボスケとモントバン司教ピエール・ド・ベルティエが賛同していることも記している。⁽⁶⁴⁾ 前者は、ベジエのイエズス会学院で教育を受け、後者はトゥルーズの法服貴族の家系である。⁽⁶⁵⁾ この一通の書簡史料が直ちに、この人事に対するピエール・ド・ボンジの影響力を証明するわけではないが、彼が地域内部の司教の意見を集め、その内容をコルベールに伝え、結果的にその案が採用された。実はブルジュ大司教管区に属するカストル司教が、トゥルーズ大司教に昇進することは、ミデイ運河構想の重要な一階梯であり、この問題は次項で論じる。

ミデイ運河建設計画の推進に寄与するもう一つの司教職の移動は、トゥルーズ大司教であったピエール・ド・ボンジがナルボンヌ大司教に就任することである。その時機は一六七三年一〇月にフランソワ・フケが亡くなった時に訪れる。確かに、既にトゥルーズ大司教がラングドック地方三部会議長を務めており、この転任が地方全体に対する政治的变化をもたらしたわけではない。しかし、ミデイ運河の流路と司教区との空間的配置に着目するなら



ミディ運河の地図と司教区の境界

(『ラングドックの王の運河』(J.B.ノラン、1697年、フランス国立図書館所蔵)をもとに作成)

ば、それは固有の意味を持つ。まず、運河の通過する司教区を確認する。この運河は、トゥールーズ大司教管区とナルボンヌ大司教管区を通過して地中海へ接続する。さらに前者の大司教管区 (province ecclésiastique) に属する司教区 (diocese suffragant) は、サン＝パウル司教区、後者にはカルカソンヌ、サン＝ピエール、ベジエ、アグドの各司教区が属する。運河を含むインフラ事業には、土地の収用、現地諸勢力の調整、地方三部会を通じた資金確保が必要となるため、該当地域に対する司教の統率が求められる。さらに、ミディ運河のようにその規模が巨大なる場合には、司教区を横断すると同時に、司教区を統括する大司教管区をまたぐ広域的・越境的な影響力が必要となる。したがって、ピエール・ド・ボンジがベジエ司教、トゥールーズ大司教、ナルボンヌ大司教を歴任し、枢機卿でもあったことは、この地域でミディ運河の造成を進めていく上で有利に働く⁽⁶⁶⁾。また、この地方におけるフケ一族の影響力が退潮したことでピエール・ド・ボンジがナルボンヌ大司教に就任したことは、ミディ運河の終点にあたるセト港建設を加速させる。なぜなら、アグド司教ルイ・フケは、アグド港の整備に強い関心を傾ける一方、彼のセト港への評価は低かったからである⁽⁶⁷⁾。ピエール・ド・ボンジは、セト港を新たな「重商主義」戦略を実行するための港にしよ

うと構想する。

2 運河建設支援の先駆的活動

ピエール・ド・ボンジはミディ運河計画を一貫して支援するが、それは前任のラングドック地方三部会議長・トゥルーズ大司教であったシャルル・フランソワ・ダンギユル・ド・ブルモンの方針を継承した結果である。そこで、このトゥルーズ大司教による支援の特徴を検討したい。

彼の支援は大きく二つに分けられ、一つは財務総監コルベールに対し、リケの活動を報告し、彼の計画の現実性を訴えかけることで、もう一つは地方三部会内部の意見を運河建設推進の方向にまとめることである。

前者について、彼は現地視察の内容を具体的にコルベールに伝える。例えば、運河建設が着工する四年前の一六六二年にカストル司教からトゥルーズ大司教に就任したばかりの彼は、リケの所領であるボンルポにて模擬運河の実験を確認したうえで、コルベールへ計画を推薦する⁶⁸⁾。また、ラングドック地方三部会の下に建設委員会が設置された際、この大司教自らが委員となり、複数回の現地視察を行い、その状況をコルベールに伝えて⁶⁹⁾いる。ところで、トゥルーズ大司教は、一六六二年以前にカストルでリケとの接触を持っていたと推察される。なぜなら、リケはすでに一六三〇年代から塩税の徴税請負業務とやらんで婚姻や文化交流を通じて、カストルの法曹や財務取扱人の間で人脈を構築する一方、運河の実験は一六五五年から継続していたからである⁷⁰⁾。地方三部会内部での意見集約について、土地収用の資金や建設費の負債をはじめとする運河の財政問題が議論となった時、トゥルーズ大司教自らが運河建設に反対する司教・貴族・都市コンシユラを説得する。そのために、彼は議場での根回し、地方長官への協力の依頼、建設に賛同する司教によるロビー活動の推進、反対派との妥協点の模索といった複数の方策を組

み合わせて対処する。⁽⁷⁾

さらに、トゥルーズ大司教は運河建設そのものにも直接に関わる。例えば、一六六八年から六九年にかけて、リケが運河建設の資金繰りに苦心している時に、この大司教は橋の建設と運河用地の土地収用に関わる資金を調達する。この行為は、リケからコルベールに報告されたことが書簡から分かる一方、リケはコルベールに対し、この大司教の行為に対する第三者からの批判を聞き入れないよう申し入れる。⁽⁸⁾

一六六九年一月にトゥルーズ大司教は死去し、ピエール・ド・ボンジがその職を引き継いだ。彼はすぐにトゥルーズに着任しない。彼自身が司教座へ到着し、ラングドック地方三部会議長に就任するのは一六七二年であり、運河建設に本格的に関心を傾けるのはそれ以降となる。⁽⁹⁾ただし、地方三部会議長不在の時期にも、運河建設を推進する立場をとる司教団は、前トゥルーズ大司教の手法を踏襲する。例えば、一六七〇年一〇月にサン＝パプル司教は、自らの管轄地域に属するカステルノダリ住民の運河港建設への要望をコルベールに伝え、運河の流路計画を変更させ、カステルノダリ港建設を実現する。⁽¹⁰⁾この司教は、計画当初から前トゥルーズ大司教ダンギユル・ド・ブルモンと行動を共にし、地方三部会での審議や運河建設委員会でもこの大司教を補佐してきた。この結果、カステルノダリ港は、経済的次元において、小麦をはじめとする国際市場向けの商品作物を生産するラングドック地方北部と農作物の輸出を担うラングドック地方南部を結ぶ定期的で安価な輸送ルートの開拓に資する。⁽¹¹⁾また一六七〇年一二月に、地方三部会での審議を主宰するヴィヴィエ司教ルイ＝フランソワ・ラ・ボム・ド・シユズは、コルベールに対し「先例にならつて三部会での審議の内容全てをあなた「コルベール」に知らせる」と述べており、その前後の一連の書簡の中には、セト港の建設とそれに対する出資に関する三部会での議事も含まれる。同時期には、ミルポワ、リウ、サン＝パプルの各司教もコルベールに送付した書簡の中でこの事業に触れている。⁽¹²⁾したがっ

て、運河建設推進派の「司教団」は、頻繁な書簡の交換を通じて、運河建設とコルベールとを媒介する役割を継承している。他方、一六七〇年一二月には、彼らに加え、地方長官クロド・バザン・ド・ブゾンと地方三部会貴族代議員であったカストリ侯を加えた三部会議員一行は、リケヤレシユ・ド・ペノティエと共にセト港を現地視察している。この事実から、司教が現地視察を重視する姿勢が読み取れると共に、リケの計画を支援する三部会の人脈が伺える。

3 ピエール・ド・ボンジの役割

ピエール・ド・ボンジの役割は、まずコルベールに正確な情報を提供し、リケの進めている計画に対する信頼度を高めることにある。例えば、一六七二年八月にトゥルーズのボンジがコルベールに送付した長文の書簡において、彼はセト港の堤防に言及しているが、ここでは使用する石材の材質・形状・数量について十分精査した後、リケの計画を支持する旨を伝えている⁽⁷⁸⁾。また、オランダ戦争により、フランスの国家財政が逼迫していた折には、しばしばコルベールとリケとの間に財政問題をめぐる不和が生じる。そうした場合、リケは、しばしばコルベールのピエール・ド・ボンジへの信頼に期待する。すなわち、大司教の立会いの下に、技師や現地の建設責任者と運河の建設計画や費用の見積もりを議論したとコルベールへ伝えて、事業が円滑に進むよう工夫する⁽⁷⁹⁾。他方、ボンジ大司教も、コルベールがこの運河建設をリケの私的な事業ではなく、公共的な役割に資する「国王の事業」として認識するよう促す⁽⁸⁰⁾。

つぎに、この大司教は頻繁に運河建設の現場に赴く。实地観察することで正確な情報を獲得する一方、運河建設を進める事業者の側でも、大司教を現場へ連れていくことにより、事業の成果をより直接的に訴えかけようと試み

る。例えば、運河をベジエ方面へ通す工事の中で最大の難所となったマルパのトンネルが完成した直後の一六七九年に、リケは、大司教を現地に案内し、その内部を通過させている。⁽⁸¹⁾ またレシュ・ド・ペノティエは、ピエール・ド・ボンジとカストリ侯による建設途上のセト港視察に随行する。さらに、宗教的権能に属する活動として、大司教は運河の完成した区間に対する祝別儀礼をしばしば主宰する。最も名高いのは、リケ死後の一六八一年に行なわれたミデイ運河開通の記念航行である。そこには、ピエール・ド・ボンジを筆頭にサン・パブル司教やベジエ司教、地方長官のアンリ・ダゲンが参加し、アグドを経由して潟からセト港に至る。運河沿いの複数の礼拝堂では、記念ミサが執り行われ、祝別の宗教行列も実施された。⁽⁸²⁾

最後に大司教のもつ司教区を越境する影響力が発揮された事例として、一六七二年、彼が枢機卿に任じられた後に、ベジエ近郊の運河建設予定地で起こった紛争を取り上げる。これは運河建設のために土地を収用された地主達が、土地の見積もりがなされず、土地収用に対する補償金が支払われていないとボンジ枢機卿に直訴した事件である。法的原則としては、リケが地主に対して補償をしなければならぬが、彼はその支払能力を欠いていたため、トゥールーズ大司教であり枢機卿のピエール・ド・ボンジは、地方長官を監督する財務総監に働きかけ、地方長官に土地の見積もりと補償金を支払うよう命じてほしいと依頼した結果、その措置は実行された。⁽⁸³⁾ この依頼が含まれる一連の書簡には、地方三部会における聖職者上納金の問題も報告されているため、この問題が枢機卿にとつては、地方三部会議長の責務の一環であったことは確かである。しかし、紛争地域がベジエ司教区あるいはそれを統括するナルボンヌ大司教管区に属することを考慮すれば、ナルボンヌ大司教フランソワ・フケの不在に加え、ボンジ家が伝統的に司教職を務めてきた地域であることも背景にあると推察される。

ところで、運河建設に投資する財務取扱人は、しばしば運河以外の事業を通じて、大司教や司教の親族との関係



ピエール＝ポール・リケ建造の水道橋
(カストリ)

立するが、そこにはピエール・ド・ボンジの妹でカストリ侯夫人のエリザベト・ド・ボンジやサン＝パウル司教の義妹も出資を行う。⁽⁸⁶⁾すなわち、ミデイ運河は周辺地域開発の投資を促す経済的動脈であると同時に、大司教や司教の親族も財務取扱人と並んでその利益を享受しようとした。

も深める。例えば、リケは、モンプリエ近郊のカストリ侯の居館にあるル・ノートル設計の庭園のために、約七キロメートルにわたる水道橋を一六七〇年から七六年にかけて建造する。⁽⁸⁷⁾確かにこの事業はミデイ運河と直接の関係を持たない。しかし、カストリ侯は、モンタニユ・ノワル地方において、リケがミデイ運河の水源を探索している初期段階から事業を支援し続けてきた貴族である。他方、リケが地方三部会の議場として提供されることもあるカストリ侯の居館に関連する水道橋の事業を任され、水源の探索から水道橋造営の施工管理に至るまで一連の事業を成功させることは、カストリ侯のみならず地方三部会全体にリケが自らの能力を示す機会となる。他方、レシュ・ド・ペノティエは、ミデイ運河が開通した直後の

一六八三年にベジエ近郊のカペスタン湿地の開拓のための会社を設

おわりに

本稿は、ピエール・ド・ボンジが多様な人脈を用いて、ラングドック地方の主要な公共事業の一つであるミデイ運河建設を支援した過程を明らかにした。ここで簡潔にまとめたい。彼の前半生は、イタリア半島に由来する家門の持つ特異な性格に規定されるが、とりわけ外交活動を通じて、コルベールをはじめとする王国政府の首脳から信頼をうる。他方、ラングドック地方内部では、司教区あるいは聖職者上納金に関わる財務や親族の婚姻を通じ、地方三部会に影響を及ぼすエリート層との間に密接な関係を築く。さらに「フケ事件」およびその余波が、この地方の司教職に複数の移動を促し、その結果、彼は、トゥルーズ大司教管区とナルボンヌ大司教管区をまたぐ政治的・社会的影響力をもつ。こうした状況を背景に、彼は、ルイ一四世やコルベールをはじめとする中央政府とミデイ運河建設の現場とを媒介し、運河事業を推進する触媒的機能を果たす。

ただし本稿には三つの限界が存在する。第一に、ラングドック地方長官とボンジ枢機卿との関係について、より深めた考察が必要である。ミデイ運河の建設期には、クロド・バザン・ド・ブゾンに比べ、アンリ・ダゲソとの関係が良好であったと一般的に考えられている⁽⁸⁷⁾。しかし、前者の息子にあたるアルマン・バザンの人物誌に着目してみると、彼は、カストリ侯夫人エリザベト・ド・ボンジが代母を務め、一六八〇年にはナルボンヌ大司教区の聖職身分総代となり、その後、エル司教、ボルドー大司教、ルアン大司教を歴任する⁽⁸⁸⁾。したがって、家系も含めた多様な視点から検討しなければならない。また、アンリ・ダゲソを継いで一六八五年に地方長官に就任したニコラ・ド・ラモワニヨン・ド・バヴィールとボンジ枢機卿とは、「新カトリック教徒」への処遇をめぐる対立し、ナント王令廃止を時代背景としながら、この対立に敗れた枢機卿は、ラングドック地方三部会とヴェルサイユ宮廷での

求心力を失う。⁽⁸⁰⁾一六九〇年代にミディ運河の工事が終了するが、ナルボンヌのロビヌ運河とは一八世紀後半に至るまで接続しない。この公共事業の問題とボンジ枢機卿の政治的影響力の低下の関連についても今後検討すべき論点が残されている。第二に、ピエール・ド・ボンジが、家門・聖職・司教職によって形成した支配空間の全体像を復元し、その中でミディ運河の位置づけを考察してみる必要がある。そのためには、ボンジ家の所領を含む財産の全容と地域開発への参加を示す史料を探索しなければならない。第三に、ボンジ枢機卿の前半生における外交生活と後半生におけるラングドックでの生活との連関について論じなければならない。とりわけ、主張・妥協・譲歩を含む交渉の戦略と手法について、外交と地域社会内部での折衝との相関関係があるのかを調査することで、彼のもつ固有の能力を明らかにすることができる。今後の課題としたい。

注

- (1) 運河建設の王令が一六六六年一〇月に発布され開削工事は開始するが、一六八〇年にリケ、一六八三年にコルベールがそれぞれ死去し、その後工事が完了するのは一六九四年である。ミディ運河に関する基本文献として以下を参照。Rolt, L.T.C., *From Sea to Sea: The Canal du Midi*, London: Allen Lane, 1973; Cotte, M., *Le Canal du Midi* « *Merveille de l'Europe* », Paris: Belin-Herschel, 2003.
- (2) 一九九六年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産に登録される。
- (3) 代表的なものを「リケ」Riquet de Bonrepos, *Histoire du Canal du Languedoc rédigée sur les pièces authentiques conservées à la Bibliothèque impériale et aux Archives du Canal*, Paris: L'Imprimerie de Crapélet, 1805; Andréossy, général A. F., *Histoire du canal du Midi ou canal du Languedoc*, 2 vols, Paris: L'Imprimerie de Crapélet, 1804.
- (4) リケに関する最新の伝記「リケ」Oblin-Brière, M., *Riquet: le génie des eaux*, Toulouse: Privat, 2013.
- (5) Le Roy Ladurie, E., *Les paysans de Languedoc*, Paris: SEVPEN, 1966.
- (6) Maistre, A., *Le canal des deux mers. Canal royal du Languedoc (1666-1810)*, Thèse de doctorat de droit, imp., Toulouse, 1968.

- Marquie/ Robion/ Viala (dir.). *Le canal du Midi et les notes navigables dans le Midi de la France. Actes du congrès des fédérations historiques languedociennes*. Castelnaudary 27,28,29 juin 1997. Carcassonne: Société d'Etudes Scientifiques de l'Aude, 1998.
- (7) Bergasse, J.-D. (dir.). *Pierre Paul Riquet et le canal du Midi dans les arts et la littérature*. Cessenon: J.-D. Bergasse, 1982. Id. (dir.). *Le Canal du Midi. Trois siècles de batellerie et de voyages*. Cessenon: J.-D. Bergasse, 1983. Id. (dir.). *Le Canal du Midi. Des siècles d'aventure humaine*. Cessenon: J.-D. Bergasse, 1984. Id. (dir.). *Le Canal du Midi. Grands moments et grands sites. Les canaux de Briare et du Lez-Roissy*. Cessenon: J.-D. Bergasse, 1985. 上記の『ネイ運河に関する一連の著作は、史料を渉猟し、地域史の多様な論点を含んだものとして、現在でも基本的参照文献に位置する。
- (8) 近年、出版された『ネイ運河の技術的側面に関する著作として以下を参照。Adgé, M. et al. *Le Canal Royal de Languedoc: le partage des eaux*. Portet-sur-Garonne: Loubatières, 2009. 『広範な研究として』 Adgé, M. *La construction de la jonction des mers en Languedoc (Canal du Midi)*. Thèse d'État en Histoire, Université de Montpellier III, 7 volumes, 2011. 例として、日本における『ネイ運河建設に関する研究論文は』の視座に属する。平井寿章「ラングドック運河建設——17世紀後半におけるフィナンシエの事業——」『広島経済大学研究論集』（経済学・経営学編）第一四号、九九—113頁。
- (9) Mukerji, C. *Impossible Engineering: Technology and Territoriality on the Canal du Midi*. Princeton: Princeton University Press, 2009.
- (10) Oblin-Brière. *Histoire inédite du canal du Midi*. Turquant: Cheminements, 2008.
- (11) 18世紀ラングドック地方における公共事業については、以下の論文を参照。伊藤滋夫「18世紀フランスの公共事業と地方財政」『西洋史學』二〇一（二〇〇一年）、1—21頁。
- (12) Rouvroy, L. de. *Mémoires complets et authentiques du duc de Saint-Simon sur le siècle de Louis XIV et la Régence*, tome I. Paris: Librairie Hachette, 1882, p.250.
- (13) Dubost, J.-F. *La France italienne XVI^e-XVII^e siècle*. Paris: Aubier, 1997, p.58.
- (14) ロベルト以降の世代でボンジ家の司教名は、フランス語表記とする。
- (15) ベジエ司教職について、トマ（二世）は一五七六年から九六年まで務め、その後期にあたるジャンがこの職を継承し、一六二一年まで在職する一方、一六一一年には枢機卿に任命される。ジャンの甥トマ（二世）が一六二八年まで務めたのち、その兄にあたるクレマンが一六五九年まで職務を継承する。この兄弟は、ロベルトから数えてボンジ家の第四世代に属する。本来、長男にあたるドミニクが叔父の司教職を継承すべくベジエの司教補佐の地位にあったが、夭折した結果、家族戦略は変更を余儀なくされる。次

- 男クレマンは一六二二年初頭よりローマのサン・ピエトロ使徒座聖堂の参事会員を務め始めたばかりであるため、末弟で聖職に就いていなかったトマ（二世）に司教職への道を進ませ、ベジエ司教職をボンジ家で維持した。結局、彼は一六二八年に亡くなったため、クレマンがベジエ司教職を引き継ぐ。さらに、一六五九年にクレマンから司教職を継承したのがビエール・ド・ボンジである。Foulleron, J., « Les Bonsi et la Réforme catholique dans le diocèse de Béziers », in: Avon (dir.), *Chrétiens de Béziers et du Biterrois*, Perpignan: Presses Universitaires de Perpignan, 2004, pp.8-9; Bergin, J., *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, New Haven/London: Yale University Press, 1996, pp.578-580.
- (16) ボンジ家の家系図については、以下を参照。Dubost, *La France italienne*, p.393 (Annexe 1 Généalogie: Les Bonsi et leurs alliances).
Foulleron, *op. cit.*, pp.8-10.
Bergin, *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, pp.578-579.
- (17) Foulleron, *op. cit.*, pp.10-11.
- (18) Bergin, *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, p.380. なお、バージンの人物誌研究では、ボンジは一六四一年にフランスに移住したとされる。一方、年代記『ラングドック全体史』（一八七六年版）では、一六三七年に帰化したとされる。Devic/Vaissete, *Histoire générale de Languedoc*, tome XIII, Toulouse: Privat, 1876, p.495.
- (19) 司教側近のイタリヤ人については以下を参照。Dubost, *La France italienne*, pp.200-201; Foulleron, *op. cit.*, pp.17-19.
- (20) 甥は、カトリック同盟との戦争の中で、国王側の陣営に所属する軍人として戦死した。
- (21) Dubost, *La France italienne*, pp.416-417 (Annexe 2 Cristallisations sociales: L'entourage des Bonsi d'après leurs testaments).
- (22) Venard, M., « Les rapports de visites ad limina des évêques de Béziers », in: Maillard (dir.), *Foi, fidélité, amitié en Europe à la période moderne. Mélanges offerts à Robert Sanzer*, Tours: Publications de l'université de Tours, 1995, pp.109-116.
- (23) Poncet, O., *La France et le pouvoir pontifical (1595-1661): L'Esprit des institutions*, Rome: Ecole française de Rome, 2011, p.699.
- (24) Foulleron, *op. cit.*, p.12; pp.21-23.
- (25) トマ（二世）の外交戦略は、フランスとスペインとの和平交渉を実現すること、教皇の下にオスマン帝国に対抗する西ヨーロッパのキリスト教同盟を形成することであった。Borromeo, A., « Clément VIII, la diplomatie pontificale et la paix de Vervins », in: Labourdette/Poussou/Vignal (dir.), *Le Traité de Vervins*, Paris: Presses de l'Université de Paris-Sorbonne, 2000, pp.327-328.
- (26) Venard, *op. cit.*, p.110. この後、ジャン・ド・ベリニエ・ド・メデニスに任せ、主要な聖職者の一人として王妃の保護を受ける。Dubost,

- Marie de Médicis: *La reine dévotée*, Paris: Editions Payot & Rivages, 2009, pp.254-255.
 Foulleron, *op. cit.*, pp.16-17.
 一六五〇年の報告書によれば、サンソソウル・ダニアヌの受託大修道院長の聖職禄は、八〇〇〇リーヴルに及ぶ。この大修道院は、サン＝モル修族 (Congrégation de Saint-Maur) に属し、その改革運動の影響が及んでいたが、修道院改革運動やそれに対応するための大修道院改築への積極性は、司教により異なる。すなわち、マブ (二世) は、改革運動を支援する意志を持っていたが早速してしまひ、大修道院長職を継いだクレマンは、あらゆる施設の造営に反対した。これに対し、ピエール・ド・ホンジは、一六六〇年代から七〇年代にかけて、大修道院および施設内の聖堂の再建を実現する。Chédozeau, B., « La Congrégation de Saint-Maur et le renouveau architectural du monachisme dans les abbayes du Bas-Languedoc (Saint-Chinian, Aniane, Saint-Thibéry, Saint-Guilhem-le-Désert, Villeneuve-l'Argentière) », *Revue Mabillon*, n.s., tome XIII, 2002, pp.67-87.
 (32)(31) Bergin, *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, p.580.
 Pexravie, C., *Les plus belles abbayes du Languedoc-Roussillon et de l'Auvergne*, Congénies: Romain Pages, 2004, pp.64-67; Devic/Vaissete, *op. cit.*, tome IV, p.573.
 (33) Feuilles, M., « Bonsy », in: Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*, Paris: Fayard, 1990, p.213.
 結局一六七五年に「マルテリントは夫と子供を残しフランスへ帰還し、一七二一年にフランスで没す」。
 (34) Bély, L., *Les relations internationales en Europe: XVII^e-XVIII^e siècles*, Paris: Presses universitaires de France, 1992, p.220; Béanger, J., « A propos des relations Franco-Hongroises au XVII^e siècle: Trois lettres italiennes de Nicolas Zrinyi », in: Tolleit (dir.), *Guerres et paix en Europe centrale aux époques moderne et contemporaine: Mélanges d'histoire des relations internationales offerts à Jean Béanger*, Paris: Presses de l'université de Paris-Sorbonne, 2003, pp.91-98.
 (35) サユーム・メルシオール・ボネ (竹中のぎみ訳) 『鏡の文化史』(法政大学出版局、二〇〇三年) 四三ー四五頁。
 (36) Gasztoth, A.M., *Une mission diplomatique en Pologne au XVII^e siècle, Pierre de Bonzi à Varsovie (1665-1668)*, Paris: Librairie ancienne Edouard Champion, 1916; Sonnino, P., *Louis XIV and the origins of the Dutch War*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp.39-40.
 (37) Devic/Vaissete, *op. cit.*, tome IV, p.498.
 (38) *Ibid.*, p.494.
 (39) テュホストは、同時期の訴願審査官の嫁資が六万リーヴルと見積もっており、多様な金額がありうる一方、この金額はエリート層

- の嫁資としては少なからず考えられる。Dubost, *La France italienne*, pp.282-283, p.287.
- (40) ラ・クロワ家については以下の文献を参照。Cambon de Lavelette, V., « Une grande famille montpelliéraine Les La Croix de Castries », *Bulletin de l'Académie des Sciences et Lettres de Montpellier*, tome XX, 1989, pp.17-34.
- (41) *Ibid.*, pp.24-25. Beik, W., *Absolutism and Society in Seventeenth-Century France: State Power and Provincial Aristocracy in Languedoc*, Cambridge/New York: Cambridge University Press, 1985, pp.241-242.
- (42) Mormiche, P., « Les fidélités languedociennes et provençales du cardinal de Fleury à la Cour », *Bulletin du Centre de recherche du chateau de Versailles*, no. 3, 2006. (<http://crev.revues.org/2123>, Consulté le 2 janvier 2014)
- (43) Bergin, *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, p.96; pp.107-108.
- (44) Dubost, *La France italienne*, p.371.
- (45) Beik, *op.cit.*, p.253. 近世ラングドック地方の財務取扱人に関しては、シヨシナン・ノガレの研究が、古典であると同時に、当該分野に関する第一の参照文献の位置を保ち続けている。Chaussinand-Nogaret, G., *Les Financiers de Languedoc au XVIII^e siècle*, Paris: S.E.V.P.E.N., 1970. 特にサルトル家については、以下を参照。 *Ibid.*, pp.33-34.
- (46) 例えば、ホスタ家のロラン・ホスタは、ラングドック地方三部会に関連する徴税請負業務で財をなし、一六七三年に国王顧問官の官職を購入するにつれて貴族となり、一六七八年には、カストル「王命法廷」(Chambre de l'Édit)の評定官、その後トゥルーズ高等法院評定官に就任する。彼の親族に着目してみると、彼の兄弟にあたるフランソワ・ホスタは、フランス財務官・モンブリエ塩税監察官を務めており、義理の兄弟には先述のサルトル家も含まれる。Capot, S., *La Chambre de l'Édit de Castres (1579-1679)*, Paris: École des chartes, 1998, pp.368-369.
- (47) Chaussinand-Nogaret, *op.cit.*, pp. 29-32, pp.40-41. など。ピエール・ルイ・レンジュ・ド・ペノティエについては、家系も含めた人物誌を以下を参照。Michaud, C., *L'Église et l'argent sous l'Ancien Régime. Les receveurs généraux du clergé de France aux XVI^e-XVII^e siècles*, Paris: Fayard, 1991, pp.318-334.
- (48) ペノティエと共にモンブリエ租税法院書記長のアンドレ・ブジエもリケに融資を行うが、両名はレヴァント会社も経営する。Dermigny, L., *Sete de 1666 à 1880*, Montpellier: Actes de l'Institut, 1955, pp.11-12.
- (49) Michaud, *op.cit.*, pp.328-329.
- (50) Vergé-Franceschi, M., *Colbert: la politique du bon sens*, Paris: Editions Payot & Rivages, 2003, pp.295-298.
- (51) Beik, *op.cit.*, p.121.

- (52) *Ibid.*, pp.123-124.
 この時期にリム司教区は司教空位の状態にあり、アレス司教区は一六九四年に設置される。
- (53) Bergin, *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, p.580.
- (54) *Ibid.*, pp.708-709.
- (55) *Ibid.*, p.702.
- (56) Bergin, *Crown, Church and Episcopate under Louis XIV*, New Haven/London: Yale University Press, 2004, pp.214-215.
- (57) *Ibid.*, p.440.
- (58) *Ibid.*, pp.401-402.
- (59) *Ibid.*, p.459.
- (60) 例えは、ニコラ・フケの下で財務顧問会議書記官 (secrétaire du Conseil royal des Finances) を務めた財務取扱人であるジャン・エロ・ド・グルヴィルは死刑を宣告され(後に赦免)、ポール・ロワヤル運動で名高いアルノ家の一員で、フランスの外交政策に携わると同時にパリでのサロン活動にも精力を傾けたミモン・アルノ・ド・ボンボンヌも宮廷を離れ、ヴェルダン司教区に逃れる。
- (61) Bergin, *Crown, Church and Episcopate under Louis XIV*, p.199.
- (62) Loccit.
- (63) * Lettre de Pierre de Bony à Colbert, datée du 06 janvier 1662, à Béziers *, in: Depping (éd.), *Correspondance administrative sous le règne de Louis XIV*, tome I, Paris: Imprimerie nationale, 1850, p.55.
- (64) Bergin, *The Making of the French Episcopate, 1589-1661*, p.382, p.580.
- (65) 大司教管区を越境するピエール・ド・ボンジの影響力は、同時代の宮廷貴族や教皇大使も認識していた。したがって、宮廷内部には彼が南フランスで政治的・宗教的権力を強めるのではないかという危機意識が存在した。事実、彼の後継のトゥールーズ大司教職には、南仏出身でサン＝パウル司教として既に地元に影響を持つブルジュ司教のジャン・ド・モンベザ・ド・カルボンを指名してボンジの影響力を中和しようとする考え方もあった。結局、ジャン自身がこの案に躊躇したため、彼の弟でサン＝パウル司教を継いでいたジヨゼフ・ド・モンベザ・ド・カルボンがトゥールーズ大司教に就任する。こうしたモンベザ家側のボンジ家への配慮は、トゥールーズとナルボンヌ両大司教のその後の関係にも影響する。Bergin, *Crown, Church and Episcopate under Louis XIV*, pp.208-209.
- (67) セト港の問題を含め、ルイ・フケのピエール・ド・ボンジに対する強い批判を考察したものととして以下を参照。Azema, X., *Un*

- prélat janséniste Louis Fouquet, évêque et comte d'Agde (1656-1702)*, Paris: J.Yrin, 1963, pp.200-203.
- (68) Rolt, *op. cit.*, pp.33-41.
- (69) Oblin-Brière, *op. cit.*, pp.51-58.
- (70) Bergasse, J.D., « Le Mariage de Riquet la famille de Milhau et Louis de Rousset », in: Id. (dir.), *Le Canal du Midi: Des siècles d'aventure humaine*, pp.25-38.
- (71) Oblin-Brière, *op. cit.*, pp.72-75.
- (72) *Ibid.*, pp.71-72.
- (73) *Ibid.*, p.93.
- (74) *Ibid.*, pp.81-82.
- (75) Fréche, G., *Toulouse et la région Midi-Pyrénées au siècle des Lumières, vers 1670-1789*, Paris: Editions Cujas, 1974.
- (76) Oblin-Brière, *op. cit.*, pp.84-86.
- (77) *Ibid.*, pp.86-87.
- (78) *Ibid.*, pp.93-94.
- (79) *Ibid.*, p.98.
- (80) « Lettre de Pierre de Bony à Colbert, datée du 17 décembre 1672, à Montpellier », in: Depping, *op. cit.*, pp.291-292.
- (81) Oblin-Brière, *op. cit.*, pp.101-102.
- (82) *Ibid.*, pp.106-113.
- (83) « Lettre de Pierre de Bony à Colbert, datée du 16 septembre 1672, à Toulouse », in: Depping, *op. cit.*, p.278; « Lettre de Pierre de Bony à Colbert, datée du 15 novembre 1672, à Castries », in: Depping, *op. cit.*, p.281; Oblin-Brière, *op. cit.*, p.94.
- (84) Le duc de Castries, « L'Aqueduc de Castries: une oeuvre peu connue de Riquet », in: Bergasse (dir.), *Pierre-Paul Riquet et le Canal du Midi et la littérature*, pp.57-61.
- (85) 水源はモンプリエ司教の所領にある泉であったが、司教から土地の譲渡を受けて実現した。この一件は、リケ、カストリ侯、モンプリエ司教の關係性を示唆し、本稿での考察と合わせれば、彼らはビエール・ド・ボンシとも懇意にしていたことが分かる。
- (86) Michaud, *op. cit.*, p.353.
- (87) Beik, *op. cit.*, pp.242-243.

- (89)(88) Bergin, *Crown, Church and Episcopate under Louis XIV*, p.134.
ビエール・ド・ボンジは、ラングドック地方の改革派信徒および「新カトリック信徒」に対し、慎重な対応をとる。なぜなら、彼らの中に金融業者の一部が含まれるからである。
- Sauzet, R. « Les évêques du Bas-Languedoc et la Révocation », in: Zuber / Theis (dir.), *La Révocation de l'Edit de Nantes et le protestantisme français en 1685: actes du Colloque de Paris (15-19 octobre 1985)*, Paris: Société de l'histoire du protestantisme français, 1986, pp.83-84.